

東京都後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則を公布する。

平成20年11月17日

東京都後期高齢者医療広域連合議会議長 須藤安通

平成20年11月17日議決

東京都後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則

東京都後期高齢者医療広域連合議会会議規則（平成19年8月31日議決）の一部を次のように改正する。

第156条第1項中「第100条第12項」を「第100条第13項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。